

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 収納事務の委託【財政局税務部収税課】2
- 徴収事務の委託【建築都市局計画部都市交通政策課】3
- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】4
- 徴収事務の委託【保健福祉局保健衛生部動物愛護センター】5
- 徴収事務の委託【門司区役所まちづくり整備課】6
- 徴収事務の委託【産業経済局農林水産部水産課】7
- 利用料金の額の承認【産業経済局農林水産部水産課】8

### ◇ 公 告

- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【教育委員会事務局学力・体力向上推進室】9

北九州市告示第 198 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、市税（県民税を含む。）の収納事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 4 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目 58 番地	平成 31 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

北九州市告示第199号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、駐車料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

施設名	受託者		委託期間
	名称	住所	
北九州市営天神島駐車場	小倉都心部パーキングマネジメント共同事業体 代表者 第一警備保障株式会社	北九州市戸畑区川代二丁目1番2号	平成31年4月1日から同年6月30日まで
北九州市営室町駐車場			
北九州市営勝山公園地下駐車場			
北九州市営黒崎駅西駐車場	公益社団法人北九州市シルバー人材センター	北九州市小倉北区片野新町一丁目1番6号	平成31年4月1日から同年6月30日まで

北九州市告示第 200 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、若松高須郵便局及び八幡南郵便局における証明書交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 4 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号	平成 31 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

北九州市告示第201号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益社団法人北九州市 獣医師会	北九州市八幡東区東田 一丁目3番6号	平成31年4月1日か ら平成32年3月31 日まで

北九州市告示第202号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市営九州鉄道記念館西駐車場における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
平山商会株式会社	北九州市門司区丸山一丁目1番14号	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

北九州市告示第 203 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、脇田漁港フィッシャリーナにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した

。

平成 31 年 4 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州市筑前海区海面 利用適正化協議会	北九州市若松区大字安 屋 1 7 4 2 番地	平成 31 年 4 月 1 日か ら平成 32 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第204号

北九州市漁港管理条例（昭和39年北九州市条例第34号）第15条第3項の規定により、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの釣り台付き遊歩道の利用料金の額について承認したので、北九州市漁港管理規則（昭和39年北九州市規則第31号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

区分		金額（1人当たり日額）	
		大人	小・中学校の児童及び生徒
釣り台	個人	1,000円	500円
	団体（30人以上）	800円	400円
	回数券（11枚つづり）	10,000円	5,000円
遊歩道		0円	0円



北九州市公告第 2 2 3 号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

平成 3 1 年 4 月 1 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市学力状況調査事業業務委託
- (2) 業務内容 小学校第 4 学年及び第 5 学年の児童並びに中学校第 1 学年及び第 2 学年の生徒を対象に、学力向上並びに学校及び家庭における学習及び生活習慣の改善を図るために、教科に関する調査並びに生活習慣及び学習環境等に関する調査を行う「北九州市学力状況調査」事業の業務を実施するもの。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体において、学力調査の実施又は教材等の作成に関する業務の受託実績を有すること。

なお、実績を証明する書面を提出できること。

3 企画提案書の提出者を選定するための評価基準

前項の参加資格の適合可否

4 受託候補者を選定するための評価基準

- (1) 企画提案書及び見積書等の内容
- (2) ヒアリングでの対応

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市教育委員会事務局学力・体力向上推進室

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 4 4 5

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

なお、説明書は北九州市教育委員会事務局学力・体力向上推進室のホ

ームページにも掲載する。

- イ 交付期間 この公告の日から平成31年5月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに同月1日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- ウ 交付方法 第1号の場所で無償で交付する。ただし、郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 参加表明書の提出場所、提出期間及び提出方法

- ア 提出場所 第1号に同じ。
- イ 提出期間 この公告の日から平成31年5月13日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- ウ 提出方法 持参又はFAX

(4) 企画提案書及び見積書等の提出場所、提出期間及び提出方法

- ア 提出場所 第1号に同じ。
- イ 提出期間 企画提案書の提出者として選定された通知を受けた日から平成31年5月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。